1 大気汚染常時監視結果の概要

環境基準の達成状況は以下のとおりです。

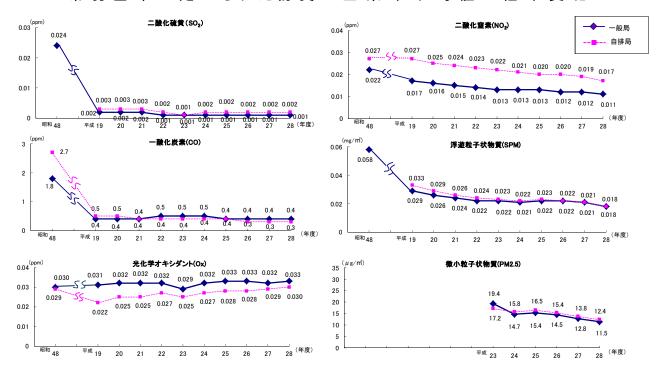
物 質 名	結果の概要
二酸化硫黄	一般環境大気測定局の22局、自動車排出ガス測定局の3局全てで環境 基準を達成しました。
	(平成27年度:全ての局で達成)
二酸化窒素	一般環境大気測定局の61局、自動車排出ガス測定局の23局全てで環境基準を達成しました。
	(平成27年度:全ての局で達成)
	一般環境大気測定局の2局、自動車排出ガス測定局の7局全てで環境基準を達成しました。
一酸化炭素	(平成27年度:全ての局で達成)
浮遊粒子状	一般環境大気測定局の63局、自動車排出ガス測定局の23局全てで環境は進む速度しました。
物質	境基準を達成しました。 (平成27年度:一般局1局で非達成)
光化学オキシ	一般環境大気測定局の62局、自動車排出ガス測定局の11局全てで環境は進むませんでは、
ダント	境基準を達成しませんでした。 (平成27年度:全ての局で非達成)
微小粒子状物	一般環境大気測定局の40局、自動車排出ガス測定局の15局全てで環境
質(PM2.5)	基準を達成しました。 (平成27年度:一般局5局、自排局2局で非達成)

(注) 一般環境大気測定局(一般局)は、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。 自動車排出ガス測定局(自排局)は、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

大気汚染物質の年平均値の経年変化をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素及び光化 学オキシダントはほぼ横ばい、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質 (PM2.5) は緩やかな減少傾向にあります。

平成28年度の光化学スモッグ予報の発令日数は3日でしたが、注意報の発令はありませんでした。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。

環境基準の定められた物質の全県年平均値の経年変化



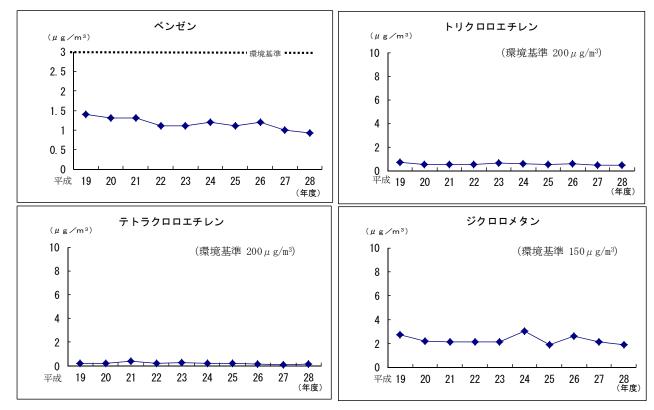
(注) 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果の概要

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準を全て達成しました。指針値が定められているアクリロニトリル等の9物質については、指針値を全て満足しました。(平成27年度と同様)

	物質名	結 果 の 概 要
	ベンゼン	17地点全て環境基準を達成しました。
環境基準	トリクロロエチレン	15地点全て環境基準を達成しました。
設定物質	テトラクロロエチレン	15地点全て環境基準を達成しました。
	ジクロロメタン	15地点全て環境基準を達成しました。
	アクリロニトリル	15地点全て指針値を満足しました。
	塩化ビニルモノマー	15地点全て指針値を満足しました。
	水銀及びその化合物	13地点全て指針値を満足しました。
指針値 指針値	ニッケル化合物	13地点全て指針値を満足しました。
設定物質	クロロホルム	15地点全て指針値を満足しました。
	1,2-ジクロロエタン	15地点全て指針値を満足しました。
	1,3-ブタジエン	17地点全て指針値を満足しました。
	ヒ素及びその化合物	13地点全て指針値を満足しました。
	マンガン及びその化合物	13地点全て指針値を満足しました。

環境基準が定められている有害大気汚染物質の全県年平均値の経年変化



3 今後の対応

引き続き常時監視やモニタリングを行い、環境基準の達成状況等を把握するとともに、 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、自動車NOx・PM法、愛知県 窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱、あいち自動車環境戦略 2020 等に基づき、 工場・事業場などに対する固定発生源対策や自動車環境対策等の各種大気汚染防止対策を 総合的に推進し、環境基準の達成・維持に努めていきます。

4 その他

調査結果の詳細については以下のウェブサイトに掲載しています。 URL http://www.pref.aichi.jp/soshiki/taiki/28taiki-kouhyou.html

環境基準の達成状況

		二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)			一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (S PM)			光化学 オキシダント (O _x)			微小粒子状物質 (PM2.5)		
年度		26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
_	有効測定 局数	22	22	22	63	62	61	2	2	2	63	63	63	63	62	62	37	40	40
般		22	22	22	63	62	61	2	2	2	63	62	63	0	0	0	8	35	40
局	達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	98	100	0	0	0	22	88	100
自	有効測定 局数	3	3	3	23	23	23	7	7	7	23	23	23	11	11	11	15	15	15
排	達成測定 局数	3	3	3	23	23	23	7	7	7	23	23	23	0	0	0	4	13	15
局	達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	27	87	100
班	環境基準		均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1時間値が 0.1ppm 以下であること。		均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ 以下であること。		1時間値の1日平 均値が10ppm以下 であり、かつ、1 時間値の8時間平 均値が20ppm以下 であること。		1 時間値の1 日平均値が 0.10 mg/m ² 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m ² 以下であること。		1 時間値が 0.06ppm以下であ ること。		μg/m³以下であ り、かつ、1 日平 均値が 35μg/m³ 以下であること。						
		(昭和48年5月16 日 環境庁告示)			(昭和 53 年7月 11 日 環境庁告示)			(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示)			(昭和 48 年5月8 日 環境庁告示)			(昭和 48 年5月8 日 環境庁告示)			(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示)		
評価方法		年間にわたる1 日平均値である測定値でき、測定値につき、次の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppm を超えた日が2日以上連続しないこと。			年間における1 日平均値のうち、 低い方から 98%に 相当する値が、 0.06ppm 以下であ ること。			年間にわたる1 日平均値である測定値の高い方かにある。 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であるこだし、1日をはが 10ppm をだい 10ppm をただが 10ppm を表たしないこと。			年間にわたる1 日平均値である測定値のものを別点でである。 2%のを開内した。 ものを除りしたがである。 もがであること。 ただし、10 mg/m² とのがである。 ただがである。 ただがである。 ただがである。 とのではができる。 とのではがである。 とのではができる。 とのではいる。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでし。 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、		年間を通じて、 1時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5時から 20時の昼間時間 帯について評価する。		1 年平均値及 び1 日 平均値の うち 9 8 パーセンタイル値で評 価する。				
		(昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)			(昭和53年7月17日付け環大企第262号)			(昭和48年6月12 日付け環大企第143 号)			(昭和48年6月12 日付け環大企第143 号)			(昭和48年6月12 日付け環大企第143 号)			(平成 21 年 9 月 9 日付け環水大総 務第 0909090001 号)		

- 注1 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。
- 注2 この表に示す環境基準達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的 評価、光化学オキシダントについては、短期的評価に基づいている。
- 注3 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超えない日(有効測定日)を評価対象とする。 注4 有効測定局とは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については標準測定法であるフィルター捕集一質量法によって測定された質量濃度と等価が得られ、かつ、必要とされる測定精度が確保された自動測定機によって測定され、また、有効測定日が250日以上である測定局をいう。

県及び全国の環境基準達成率の推移

(単位:%)

項目	区分	分	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度
二酸化硫黄	愛 知 県	一般局	100	100	100	100	100
	发 邓 乐	自排局	100	100	100	100	100
	全 国	一般局	99.7	99.7	99.6	99.9	未公表
	土. 国	自排局	100	100	100	100	未公表
	愛 知 県	一般局	100	100	100	100	100
二酸化窒素	发加乐	自排局	100	95.7	100	100	100
	全 国	一般局	100	100	100	100	未公表
	土	自排局	99.3	99.0	99.5	99.8	未公表
	愛 知 県	一般局	100	100	100	100	100
一酸化炭素	发	自排局	100	100	100	100	100
一酸化灰糸	全 国	一般局	100	100	100	100	未公表
	土	自排局	100	100	100	100	未公表
	愛 知 県	一般局	100	98.4	100	98.4	100
浮遊粒子状	发	自排局	100	100	100	100	100
物質	全 国	一般局	99.7	97.3	99.7	99.6	未公表
	土 凶	自排局	99.7	94.7	100	0.6 99.9 00 100 00 100 00 100 00 100 00 100 00 100 00 100 00 100 00 100 00 98.4 00 99.7 0 0 0	
	愛 知 県	一般局	0	0	0	0	0
光 化 学	发	自排局	0	0	0	0	0
オキシダント	全 国	一般局	0.4	0.3	0	0	未公表
	土 凶	自排局	0	0	3.6	0	未公表
微小粒子状物質	愛 知 県	一般局	40.0	10.0	21.6	87.5	100
	友 州 ボ	自排局	14. 2	0	26.7	86.7	100
(PM2.5)	全 国	一般局	43.3	16. 1	37.8	74. 5	未公表
	土 当	自排局	33.3	13.3	25.8	58.4	未公表

⁽注) 全国のデータは、環境省の資料による。